

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十四第

行發日一月七年一十和昭

論叢

地方税に適當なる税種……………法學博士 神戸正雄
 現下の土地問題と自作農創設事業……………經濟學博士 八木芳之助
 フィンヤア利子説の難點……………文學博士 高田保馬

時論

日濠貿易の危機……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

世界大日本朝鮮及滿洲の金爲替本位制……………經濟學士 松岡孝兒
戦前の 古典學派の貿易理論について……………經濟學士 松井清
 チューネンの人口論……………經濟學士 菊田太郎

説苑

市町村に於ける國政事務費……………經濟學博士 汐見三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

研究

世界大戦前の日本朝鮮及滿洲の金爲替本位制

松岡孝兒

一、序 言

日本は日清戦役を契機として金爲替本位制を運用するに至つたが、それは日露戦役及び其後に於いても依然繼續されてゐた。尤も其後に於けるものについて云へば、日本内地のそれは從來のそれと異なる特性を示し、朝鮮のそれは從來のものゝ擴大強化を示し、それは遂に滿洲に進出するに至つてゐる。

故に私は先づ日本の金爲替本位制が日露戦役後世界大戦の終りまでに如何に展開せるかを述べ、順次他のものに及ばんとするものであるが、凡そこの時期に於ける日本金爲替本位制に關する問題は、之を二つの時期に分つを便とする。即ち其の第一は日露戦役及び其の後より世界大戦に至るまでの期間であり、其の第二は之に續く世界大戦の期間である。今結論的に此等二つの期間の

1) 拙稿；日本に於ける金爲替本位制の濫觴(經濟論叢第41卷第5號)参照。

特性を述べると、第一期では日本は日露戦役特に其後に於いて依然大部分の年は入超を示してゐたので、其間絶えず外債によつてバランスの決済をつけることを必要とし、其の極端なる時期に於いては全く外國貸付資本の支配下に置かれんとするの事情にあつた。之に反し、第二期たる大正四年より大正七年までは日本は有史以來の輸出超過をなし、貿易上に於いて輸出五・四十億圓輸入四・十億圓、差引一・四十億圓、貿易外即ち運賃、保険料、兵器賣上の總額に於いて一・四十億圓、合計二・八十億圓の在外正貨を受取るに至り、しかも一方世界大戦後多くの國は金の輸出を禁止せるため、日本はその在外手取金を國內に持參することができず、自ら海外に蓄積された在外正貨を準備として、銀行券を發行する金爲替本位制を運用しなければならなかつた。²⁾此の二つの見方はまた朝鮮の場合にも適應するから、私は以下日本内地、朝鮮及び滿洲の順序に於いて逐次此の問題を取扱ふこととする。

二、日本内地に於ける金爲替本位制

日本が日露戦役の開始に際し、その通貨政策を異常に緊張させたことは特説するまでもない。特にその終末期後に於いては日本の在外正貨は或は戦費支辨のための外債により、或は其他外債により異常な増加を示したので、その必然的な結果は茲に日本をしてこの在外正貨に基く金爲替本位制の運用に特に關心せしめるに至つた。日本政府が正貨吸收の問題を研究したのもこの時期

2) 井上準之助：戦後に於ける我國の經濟及金融 pp. 8-9.
 3) 小川郷太郎：在外正貨處分に就て(經濟論叢第2卷第3號 pp. 320.) に於いては我邦人は皆兌換の前途に危懼を抱き如何に正貨を蓄積すべきかに苦心したが、戦後に於いては却つて正貨の多きを保持する様になつて來た。

である。正貨に関する各種の調査を試みたのも亦この時期である。

今明治三十六年末より大正七年末に亘る日本所有の正貨中、政府所有高並に日本銀行所有高の變動を擧げると左表の通りである。¹⁾

第一表 明治三十六年——大正七年本邦正貨一覽表⁵⁾ (單位千圓)

政府所有	日本銀行所有		總計	政府所有	日本銀行所有		總計
	正貨準備	正貨準備外			正貨準備	正貨準備外	
明治三十六年	六、一九三	一六、九六二	二三、一五五	明治三十四年	一三、六六九	三三、九一五	四七、五八四
明治三十七年	六、五	七九、九〇五	八六、四一〇	大正元年	八二、〇九五	一四七、七〇三	二二九、七五八
明治三十八年	三六、三三九	一一、五九五	四七、八九四	大正二年	九〇、九八三	二二四、三六六	三一五、三五九
明治三十九年	二九一、九六二	一四七、二〇二	四三九、一六四	大正三年	四九、四〇二	二二八、二七七	二七七、六七九
明治四十年	二二七、〇三六	一六、七四三	二四三、七七八	大正四年	一五三、四三三	二二八、二七七	三八一、七〇六
明治四十一年	一六五、九四四	一六九、五〇五	三三五、四四九	大正五年	二六一、八二四	二二八、二七七	四四五、一〇一
明治四十二年	一四四、三〇九	二二七、八四三	三七二、一五二	大正六年	三八六、一六九	二二八、二七七	六一四、四四六
明治四十三年	二〇一、五九二	三三三、三八二	五三五、九七四	大正七年	八五四、五六八	二二八、二七七	一一〇三、八三六

4) 大藏省：正貨に関する参考書第二表及び井上準之助：戦後に於ける我國の經濟及金融附錄第三表参照。
 5) 本書中明治三十六年——大正三年間は特別運用金を政府勘定とし、且つ帳簿登記額を各保有價格により換算したるものなり。

右表によれば、政府並に日本銀行の所有正貨は、日露戦役初期に於いて稍々減じたが其後増加し、日露戦役後には次第に減少するの傾向を示してゐる。

併しながら更に視角を變へて此の期間に於ける在外正貨状態を見るときは、明治三十六年末以後は凡て在外正貨の方が内地正貨よりもその金額大であり、特に日露戦役間及び其後に於いては其の差は最も顯著である。是れ即ち我國の正貨問題が、日露戦役を通じ外債手取金によりて特段な變化を示してゐることを語るものであり、しかも亦戦時及び戦後を通じて在外正貨政策は、その外債政策を通じて最も重要な段階を経過したものであることを語るものである。従つてまたこのことが我國をして次第に金爲替本位制運用の問題を重視せざるを得ざらしめた。金爲替本位制に向つて加へられた重要な批判の根據は此の時代に生じたものと考へられる。蓋し日清戦役後の時代に於いては在外正貨は主として戦役賠償金であつたから、之が性質運用には著しい複雑性が考へられなかつたけれども、日露戦役並に戦後に於ける在外正貨は外債手取金によるもの多く、そは一方に於いて戦費支拂又は外債利拂と結合して日本銀行の在外正貨問題、従つては日本銀行の金爲替本位制問題に最も深い陰影を投げかけたからである。

今大正四年十二月末の正貨について政府の發表するところによれば、日本銀行所有の正貨は、三六三・百萬圓、政府所有の正貨は一五三・百萬圓であるが、其中政府所有の正貨はその全部、日本銀行所有の正貨は二二六・百萬圓だけ外國にあるといふ⁷⁾。従つて外國にあるもの三七九・百萬圓

6) 大藏省：正貨に関する参考書第一表参照。
7) 貴族院議會議算委員會第一分科會議事速記第一號、p. 4以下

日本にあるもの僅かに一三七・百萬圓に過ぎない。この事情は大正四年三月末に發表されたものについて見るも亦略々同様である。⁹⁾

第二表 大正四年末正貨現在高(外部發表の分)單位千圓

一、正貨	總額	三七四
一、總額の内	政府所有	六七
	日本銀行所有	三〇七
一、總額の内	内地現在	一二八
	海外現在	二四六

更にまたこの在外正貨はその大部分はイギリスに在つたのではあるが、その外にはフランス、北米合衆國、ドイツにも存在してゐた。概算的に云ふと、在外正貨二四六・百萬圓中、在英正貨二三〇・百萬圓、在佛正貨五・百萬圓、在米正貨八・百

萬圓、在獨正貨二・百萬圓である。

またかくのごとき事情は單に大正四年三月末の事情にのみ限るものではない。今明治四十四年後に於ける此間の事情を數字的に示すと左表の通りである。¹⁰⁾

第三表 明治四十四年大正四年各三月末正貨現在高(單位千圓)

一、正貨	總額	明治四十四年三月末	明治四十五年三月末	大正二年三月末	大正三年三月末	大正四年三月末
		三七四	三九七、四〇六	三五〇、八九〇	三六三、五七七	三七三、六八七
一、總額の内	政府所有	二〇八、二一六	一〇八、〇九四	一一〇、六五八	七三、七一八	六六、七八九
		二六四、六九五	二八九、三一二	二四〇、二三二	二八九、八五九	三〇六、八九七
一、總額の内	日本銀行所有	一二九、一四〇	一二七、四七五	一三二、〇〇九	一二八、三五七	一二七、九四五
		三四三、七七〇	二六九、九三一	二一八、八八一	二三五、二二〇	二四五、七四一
一、總額の内	内地現在	一二九、一四〇	一二七、四七五	一三二、〇〇九	一二八、三五七	一二七、九四五
		三四三、七七〇	二六九、九三一	二一八、八八一	二三五、二二〇	二四五、七四一
一、總額の内	海外現在	一二九、一四〇	一二七、四七五	一三二、〇〇九	一二八、三五七	一二七、九四五
		三四三、七七〇	二六九、九三一	二一八、八八一	二三五、二二〇	二四五、七四一

8) 小川郷太郎：在外貨處分に就て(經濟論叢第二卷第3號 317-318)
 9) 大藏省：正貨に關する參考書參照。
 10) 大藏省：正貨に關する參考書第一表參照。

一、海外正貨の内			
獨	米	佛	英
七、四七八	一四、四九八	一〇一、三四九	二二〇、四四五
四、八六〇	二一、三〇四	五〇、〇六二	一九三、七〇四
三、二二二	一一、二七一	二二、六二六	一八〇、七六一
二、二〇〇	八、一二二	一五、七六七	二〇九、一三一
一、九二三	七、七八五	五、三五七	二三〇、六七六

元來日本は日露戦争によつて、二、〇〇〇。百萬圓の外債を負擔せるものであるが、そは戦後に於いて次第にその利拂のために追はれるに至り、かくて此間に亘つて在外正貨政策は金爲替をば深く我國の兌換準備に結合させるに至つた。このことは日本貨幣制度の根本たる金準備を外債利拂の負擔に於いて脅かすものであり、しかも日本の對外貿易が連年輸入超過であつたことは少からず此の問題の將來に暗影を投じたものである。このことは當時正金銀行總裁が次の如く云つてゐるのにも明かである。「……従つて如何にして外國に支拂にます金を拵へるかといふことは一番頭を腦ます問題であります。歐羅巴の大戦中の始まりました大正三年には段々此の支拂資金調達問題は窮迫致しまして公債の前拂をする金も足りず、已を得ぬから借金の利息を拂ふ爲に又借金するといふやうな有様であつたのであります。」¹¹⁾

然るに世界大戦起り、日本も亦之に参加するに及んで、日本の對外貿易は俄然激増するに至り、そはまた出超バランスの變化となり、しかも一方に於いて歐米諸國の金本位制停止による金の輸出禁止は出超バランス差額より成る在外正貨を次第に増加せしめざるを得ざるに至り、そはまた惹いて日本の金爲替準備問題を次第に深化せしめるに至つた。今その在外正貨の逐年増加高を示

11) 井上準之助：我國際金融の現状及改善策 pp. 3--4

すと左表の如くである。¹²⁾

第四表 大正元年大正十年に於ける在外正貨表(單位百萬圓)

年 末	在外正貨	年 末	在外正貨	年 末	在外正貨
大正元年	二一五	大正五年	四八七	大正九年	一、〇六二
大正二年	二四六	大正六年	六四四	大正十年	八五五
大正三年	二一五	大正七年	一、一三五		
大正四年	三七九	大正八年	一、四四三		

かくのごとき在外資金を擁しながら日本は政府及び日本銀行共にその運用に失敗し、謂はゆる金爲替本位制の運用によるインフレーションを惹起せしめ、十年を出でずして再びその大部分を失ふがごとき結果を生ぜしめた。これは今日より見て額の問題を含む點であるが、一般的に云へば從來連年殆ど入超を續けた日本としては入超に處する對策への關心に逐はれ、出超に對する對策に完全なる準備を有たなかつたことに原因することは拒まれない。殊に今日の經濟のごとく幾多の複雑な經驗を積んだものから見れば、そこに資本主義制經濟の正常的經過の理解にのみ走れる當時の特色を見逃すことを得ない。

尤もたからといつて、此時に於いて日本は漫然之を看過してゐたといふのではない。當時急増せる在外正貨につき如何に對策すべきかは大正四年より七年に互つて實に盛んに論議された問題である。

今此の問題について詳説することはその機會でないが、まづ之がために惹き起された主張は在外正貨の處分論であり、其の主張に日露戦役後増加せる外債を償還せんとするにある。之に對しては世界大戰後の正貨争奪戦に備へるため、正貨は寧ろ蓄積すべしと説く反對論現はれ、更に之をめぐつて諸般の論議が行はれたのである。現實の問題としては内外債の借換、臨時國庫證券の發行、在外正貨買増、海外放資、外國政府の公債引受、外國證券の買入等が取扱はれた。そして其間金爲替本位制の運用が繼續されたことは勿論である。

このことは何を日本政府に齎したか。そは實に周く人の知るがごとく必然的に日本にインフレーションを惹き起さざるを得なかつた。そして是は一度は大正七年の世界大戰の終結が日本經濟

三、朝鮮に於ける金爲替本位制

此の期間に於ける金爲替本位制は二つの過程を經過してゐる。其の第一は、まづ金爲替本位制が朝鮮内部に充實された過程であり、その第二はこの本位制の機能が朝鮮外に擴張された過程である。しかし此等の朝鮮内部より外部への金爲替本位制の擴大發展は勿論それ自體日本の有つ經濟力の擴大發展の結果であることは斷るまでもない。即ちこれらの過程を全面的に支配するものは實にこの日本經濟力の發展自體である。そしてそこに我々は次第に金融資本的に擴大されてゆく金爲替本位制の本質を見逃すことを得ない。以下此の二つの過程を順次説明する。

已に述べたるがごとく、朝鮮に於ける金爲替本位制の根本原則は、明治三十八年勅令第七十三號によつて認められた第一銀行の銀行券發行制度にある。其後四十二年十一月韓國銀行が創設されるに及んで同行は中央銀行として銀行券發行の特權を附與され、その銀行券を以つて法貨としての強制通用力を有せしめられるに至つた。その發行規定に於いて第一銀行のそれと異るところは、第一銀行の場合に於いてはその銀行券所有者に對し韓國に於ける同行所有財産上に先取特權を認めてゐたのであるが、韓國銀行の場合に於いては、かくのごときものは之を認めない點にある。

かくのごとく韓國銀行に於ける金爲替本位制は、明治四十二年以後これに先立つ第一銀行の發

行規定に基いて行はれたものである。かくのごとく韓國銀行を設立せし理由は已に明治三十八年韓國中央銀行制度の實施以外從來の第一銀行を以つて政府との契約により中央銀行の役割を果さしめ、更に政府の委託によつて國庫金取扱¹⁶⁾及び通貨整理に従事せしめてゐたが、¹⁷⁾尙ほ其後に於ける諸般の制度の改善特に財政金融の發展は中央銀行の役割をば長く私立銀行支店に委託することを以つて貨幣金融制度統一上失當であるとせるに基く（伊藤公の意見）ものであつて、このことが遂に明治四十二年七月二十六日日韓兩國政府をして韓國銀行設立に關する協定を成立せしめるに至つたのである。

然るに明治四十三年八月日韓併合行はれ、總督府制令第一號は韓國銀行條例の效力の存續を明かにしたのであるが、更に同四十四年三月朝鮮銀行法を公布するに及んで、八月その實施と共に韓國銀行は朝鮮銀行と其の名を改めた。しかし銀行券の發行方針等すべて從來のものが踏襲され之により朝鮮に於ける金爲替本位制運用の精神は明かにされたのである。

然るに朝鮮銀行の其後の發展は常に朝鮮内に止らず、更に大陸に向つて展開し、滿洲支那本土、露領西伯利亞更に歐米にまで及ぶに至つた。

勿論朝鮮銀行は此間に於いても金爲替本位制の推進に努めたのであるが、その根據は朝鮮銀行法第二十二條である。即ち同規定によれば、¹⁸⁾「朝鮮銀行は銀行券發行高に對し同額の金貨金地金又は日本銀行兌換券を置き、その支拂準備に充つべし……」とされてゐる。これによれば朝鮮銀行はその銀行券發行準備として日本銀行兌換券を認めるものであつて、このことはとりも直さず朝鮮銀行券の發行準備には日本銀行に在る金を準備としてゐるものであること、即ち一種の金爲替本位制であることを示す。

15) 第一銀行：第一銀行五十年小史 p. 101以下
 16) 上掲書。p. 33以下
 17) 上掲書。p. 78以下
 18) 朝鮮銀行：朝鮮銀行二十五年史。252

かくしてまづ朝鮮内に發行された朝鮮銀行券は、大正元年までは僅かに安東縣に一店舗を有するに過ぎなかつたが、大正二年早くも南滿洲に、更に大正六年北滿洲に、尙又大正七年の日本の西伯利亞出兵は露領西伯利亞等¹⁹⁾急速にその流通を増したのである。特に滿洲に於いては謂はゆる金券として横濱正金銀行の發行する銀券及び日本銀行の發行する日本銀行券との間に注目すべき問題を展開するに至つた。今朝鮮銀行に於ける正貨準備の數字に就いて見ると左表の如くである。

第六表 明治三十九年—大正九年朝鮮銀行正貨準備内譯²⁰⁾

年次	正貨			日本銀行券	合計	發行高
	金貨	金地金	銀貨及銀地金			
明治三十九年	一二六			三、一四〇	三、二六六	九、二二四
四十年	一六一	七八六		三、六三五	四、五八二	一二、八〇五
四十一年	一、〇一五	四〇四		二、〇八五	三、五〇四	一〇、三八五
四十二年	一、五二一			三、五二五	五、〇四六	一三、四九三
四十三年	二、〇二二			五、〇〇三	七、〇二五	二〇、一六三
四十四年	一、九七九	二、〇〇〇		四、八五七	八、八三六	二五、〇〇六
大正元年	一、九七八	一、七〇四		五、〇八四	八、七六六	二五、五五〇
二年	一、九七三	一、四六四		五、四八五	八、九二二	二五、六九三
三年	一、四五三	九七六		五、〇二三	七、四五三	二一、八五〇
四年	一、四五七	七八一		九、三六二	一一、六〇〇	三四、三八七
五年	一、四六四	七八一		一四、三八一	一六、六二七	四六、六二七
六年	一、四九一	二、七四六		二四、五四九	二八、七八七	六七、三六四
七年	一、四九〇	二、七四六		四三、六八四	四七、九二一	一一五、五二三
八年	一、四九五	二四、七三一		三九、六四二	六五、八六九	一六三、六〇〇
九年	一八、六四一	六、六六八		三八、七九二	六四、一〇二	一一四、〇三四

19) 大正三年歐洲大戰以後日本内地並に朝鮮の對露貿易は急激な増加を生ぜしめ、本時ス増えしめ、日本は必要なる物資供給のため對露金融機關の整備の急を感ぜしめ、其後ニシテ、日本は必要なる物資供給のため對露金融機關の整備の急を感ぜしめ、其後ニシテ、日本は必要なる物資供給のため對露金融機關の整備の急を感ぜしめ、其後ニシテ、日本は必要なる物資供給のため對露金融機關の整備の急を感ぜしめ、其後ニシテ、日本は必要なる物資供給のため對露金融關係を良好ならしめたのであるが、大正十一年日本軍の

滿洲に於ける貨幣制度に就いて説明することはこゝで目的ではない。唯一言述べなければならぬことは、滿洲には古來支那本土と同じく謂はゆる貨幣制度なるものゝ存在は考へられず、數種の本位制が雜然平行的に存するに過ぎないといふことである。之を今日に就いて見ても、銅本位制、銀本位制、金本位制が平行的に用ひられてゐる。²⁴⁾併し勿論私はこゝで此等の本位制のすべてを問題として取扱はうといふものではない。述べんとするものは専ら日本が朝鮮に於いて之を採用し更に之を滿洲にまで延長せしめた金爲替本位制をめぐる諸問題である。

日露戦争に際し日本は滿洲に於いて謂はゆる軍票を發行したのであるが、それは銀本位制に依つたものである。戦争後一時興業銀行がその回收整理に當つたのであるが、其後幾許もなく明治二十九年横濱正金銀行牛莊支店が興業銀行取扱業務を引繼ぐに至つたので、之と共に同行には銀券の發行が認められるに至つた。これ實に横濱正金銀行が謂はゆる銀券を發行するに至つた契機である。

然るに明治三十九年九月十五日勅令第二百四十七號を以つて横濱正金銀行の關東州及び支那に於ける銀行券發行に關する規定が公布された。元來日本政府は日露戦役後滿洲に於ける日本の採るべき經濟政策特に貨幣政策を熱心に研究してゐたのであるが、このことが遂に政府をして正金銀行の牛莊進出を認め、更に明治三十九年の勅令第二百四十七號を發せしめるに至つたのである。²⁵⁾従つてこの勅令の原則が此の地區に於ける貨幣制度の圓銀による統一であることは勿論である。

かくのごとき事情が、上述せるごとく一方に於いては朝鮮銀行の金爲替本位制の採用に對し、他方に於いては正金銀行の銀爲替本位制の運用となつたのであるが、その作用は關東都督府及び

24) 朝鮮銀行調査課：滿洲通貨一斑 pp. 11—12

25) 今日に於いては圓銀は使用されないの馬蹄銀は太洋錢を以つて之に代ふるといふ。(南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課：滿洲に於ける通貨及金融の概要 p. 78)

滿鐵の金建として漸次關東州並に滿鐵附屬地に勢力を占めるに至り、遂に明治四十年には此の金建對銀建問題をめぐつて正金銀行と滿鐵との間に一の論争を惹き起すに至つた。²⁶⁾日露戦争の結果日本が滿洲に進出するに至つたため惹き起された重要問題の一つは確かにこの朝鮮銀行の金爲替本位制と朝鮮銀行の銀爲替本位制との對立問題である。同一地區での異なる本位制の採用並に其の影響は必然的に日本經濟自體に重要な結果を齎さざるを得なかつた。

事實またこの問題は當時の正金銀行の憂慮となり、政府並に南滿洲鐵道會社との協議となつたのであるが、正金銀行は問題を現地的に取扱はんとし、明治四十年十一月大連に於いて南滿洲鐵道會社久保田勝美、犬塚新太郎等意見の交換を行ひ、以つて滿洲通貨問題に關して重要な記録を残すに至つた。

此の問題の論點は、要するところ南滿洲鐵道會社側に於いて本國中心主義を唱へたのに對し、正金銀行側に於いて國際貿易主義を唱へたにある。

先づ金本位論者たる滿鐵側の主張は、大體次の三點に歸着する。²⁷⁾

(一) 大連地方に輸入される貨物は、何れも金本位國より仕向けられるのであるから、商業の便宜上金を通貨とすべきこと。
(二) 大連地方は畢竟神戸、大阪地方の延長地と見るべく、従つて滿洲の一部と見るよりも寧ろ日本の一部と見るを穩當とすべく、此の理由より通貨は金本位を可とす。(三) 南滿洲鐵道會社の資本は金である。又同會社の社債も亦金である。然るに銀を通貨とするときは銀塊相場變動の場合に同會社は危険と損失とを冒さなければならぬ。又滿洲に於いては同會社の利害關係大であるから通貨のごときも同會社の便とするものを用ゆることが至常であるとするものであり、此等の關係に於いて滿洲では日本の金本位制に連絡するを以つて可とすべしと論ずる。

26) 滿洲經濟研究會：滿洲國通貨問題の研究並に資料 pp. 90—124.
27) 滿洲經濟研究會：滿洲國通貨問題の研究並に資料 (滿洲經濟研究會：上掲) pp. 117—124.

勿論このことが將來する作用として考へらるべきことは、現に南滿洲特に大連旅順に於いて取引賣買が日本銀行兌換券を用ひて何等の滯滞なく行はれてゐること、また南滿洲鐵道沿線も同様な事情にあること、支那も亦早晚金本位制採用の時機到來すべき運命にありとすることよりして、日本の金本位制採用は結局支那をして其の金本位制採用の時機を促進せしむるものであり、兩國は互に之によつて利益を求めることができるといふにある。

然るに正金側の銀本位制論者の主張は之に反し、滿洲の現状は銀本位従つて銀爲替本位制を以つて適當であると述べてゐる。その理由も亦現地主義より之を見るとき興味なしとしない。その主要なる論點は次の如くである。

(一) 滿洲に於いては日本人と支那人とは夫々異なる地區に住居して居り、此點よりして賛成者は日本人街に多く、銀建賛成者は支那街に多い。更に立ち入つて見ると謂はゆる滿洲に於ける日本人の存在は、全く一の共喰状態である。日本人街を養ふものは日本官吏、軍隊、南滿洲鐵道會社其他同會社に勤務するものに過ぎない。従つて心ある人は日本人街を去り、自ら支那人街に雜居するの傾向がある。故に將來在滿日本人にして一事業をなすものは、この雜居者中から出るであらうと考へられる。従つて金本位を以つて有利なりとするものは唯僅かに日本人のみである。今日支那人の不便とする通貨を以つて大連其他の通貨とすることは是れ即ち比較的少數日本人のための便宜を圖つて多數支那人のための不便を顧みざることとなる。

(二) かくのごとく金本位を便なりとし、金建を好むものは専ら大連其他日本人により經營される地區に在るものに限る。従つて支那人街に於いては支那人が銀を使用することは恰も日本人の金を好むがごとくである。かく支那人の好む銀を以つて本位とするときに當り、若し大連に於いて金本位を、營口に於いて銀本位を採用するときは、多數の支那人が大連に於いて金建取引をするよりも營口に於いて銀建取引をするに至るべきことは當然である。蓋し支那人はその生活に要する日本雜貨をも上海經由によつて仕入るものが多いからである。

(三) 勿論滿洲に於ける南滿洲鐵道會社の經濟的勢力は偉大である。従つて、此の會社が採用せんとするものが金建であるか銀建であるかは勿論、その影響するところ一般に大なるものであらう。或は同會社の立場から見ても金本位を有利なりとする見方もないではないが、併しまた將來その經營が一應完成し、主として支拂時代を去つて受取時代にはいるに於いては、支那人の經營する競争線との比較に於いて、金本位より受ける利益は漸く銀本位ならざりし不利益に壓迫されることとなるであらう。

(四) 滿洲貨幣本位問題の解決上最も重點を置かなければならないのは、日滿貿易であつて、此點もし滿洲に於ける貿易が支

那通貨にすることができぬならば、便宜の點からいつて之に勝るものはない。唯今假りに之に依らないとし、日滿貿易手段として統一的な標準を求めるとすれば、直接爲替準備となる圓銀を用ひるの外方法は無い。従つて南滿洲鐵道會社が圓銀を以つて爲替の準備とし、鐵道貨銀其他の授受を行ふとせば、圓銀は自ら同會社の支配的勢力に掩護され、その流通を擴大強化せしめるに至るであらう。勿論將來支那が金本位を採用し實施することが明白なる場合は、金本位に據ること固より妨げないけれども、現在に於いてはこの見透は俄に承認しがたく、しかも現在滿洲に於いて銀本位を採用し實施せんとする場合なるに於いて日本も亦銀本位によるを適當と認めざるを得ない。

(五)或はまた日本の貨幣制維持といふ點から見ても、滿洲に於ける金本位の採用こそは其の必然的な過程であると述べるものもあるが、かくのごとき主張に對しては必ずしも贊成を保し難い。惟ふに滿洲に於いて、若し金本位制を採用するときは、日本銀行は常に日本内地に於ける兌換券準備の必要に應じなければならぬのみでなく、更に滿洲即ち外國に於いて流通する兌換券の準備をも用意しなければならぬ。今日(明治三十九年當時)日本は經濟上世界的に孤立の地位にある。外形上は日佛及び日露の協約があるが、經濟上から見ると佛露は聯合して居つて日本は全く孤立してゐる。又イギリスのごときも最近は從來と全く異つて來たので日本の外債募集のごときも將來は頗る困難なるものあるを豫想せざるを得ない。東洋に於ける日本商品販路に對してもドイツの競争甚だしく、英米又之に劣らざらんとする状態にある。かくのごとき事情に於いては日本貨幣制の防備は最も苦心を拂はざるを得ないところである。

若し假りに今金本位制を採り、日本銀行の金準備を發行準備として滿洲に通用するとしても、この金準備につき果して充分の成算ありや否やは極めてデリケートな問題である。蓋し朝鮮の例によつて見ても、現在朝鮮に向つて毎月三〇〇・千圓乃至四〇〇・千圓の兌換券を供給してゐるのであるが、之は支那人が第一銀行の發行せる銀行券を日本銀行兌換券と引換へ、之を神戸にて金貨に兌換し、兌換せる金貨を上海に現送し、上海に於いて金塊として賣買するからであり、日本銀行は之がため第一銀行を通して成るべく朝鮮よりの金塊輸入を獎勵してゐるが、その金額は一ヶ年四乃至五・百圓であり、正に朝鮮に送る一ヶ年の兌換券額と略々照應するものである。今もし滿洲に於いて朝鮮と同様金本位制を採用するとせば、支那のごとき輸入超過國に於ける金の集中は對外債務決済手段としてその最も求めるところであり、其の結果前述せるところと類似の傾向起り、日本は支那のため一時金の繰替支拂をなすこととなり、日本は之を補ふため貿易上支那より受取りたる銀をば爲替を以つてロンドンに送り、此の爲替にてロンドンで金を求め、之を日本内地に取寄せ、その兌換券發行準備とせざるを得ざるべく、かくて此の場合兌換

準備により發行された兌換券は、更に滿洲に送付されることになるから、之によつて兌換準備は更に流出の原因をつくるであらう。かくのごときは日本の現状に於いて之に耐ゆるや否やは到底問題の存するところである。纏つてもし此の際銀本位制によるとせば、滿洲に於いて受取つたものを直ちに滿洲に於いて使用するといふ點から日本内地に於ける金準備従つては日本の金本位制には何等の障礙をも齎すものではない。

(六) 或はまた銀本位制によるとして、現在流通してゐる兌換券は如何に處理さるべきかといふことを問題とする論者もあるが、此の場合見方は單純である。即ち現在の兌換券を以つて單に外國貨幣と見做せば足りる。實際またかくのごときものは例へばヨロツパに於いては一般に外國貨幣として取扱はれ、東洋に於いても例へば香上銀行に於いてはポンド貨をば外國貨幣として取扱つてゐる。勿論銀本位制による場合は關東都督府、軍部、南滿洲鐵道會社の俸給賃銀等すべての支拂は之を銀を以つてする旨一貫して規定されるに非ざれば、銀本位を以つてする日滿貿易上の効果を充分にあげんとするの豫想は動搖せざるを得ないであらう。また銀本位採用の場合に於いては金銀較差に對する手當も充分に之を考慮することが必要であらう。

かくのごとき點に於いて正金滿鐵會議は遂に一致點を見出すことを得なかつた。總括的に云へば正金の銀本位制主張は極めて強固であり、その論據は銀本位制による日滿貿易の發展強化にある。之に對し滿鐵側の主張は必ずしも一貫してゐないが、大體に於いて内地延長主義の金本位制を主張してゐる。政府は之が決裁に躊躇し、荏苒三年に亘つて之を成行に放任したのであるが、大正二年七月遂に勅令第二百五十號を以つて銀行券發行に關する規定を定め、正金銀行に對して金券及び銀券の發行を許し、五ヶ年間の試験期間を設けて其の結果を研究せしめることとしたのであるが、かゝる間に日本は世界大戦に参加し、大正六年十一月遂にこれまでの經驗に鑑み、勅令第二百十七號を以つて、朝鮮銀行に對しては金券の發行を認め、關東州内に於ける法貨をば金とすると共に、勅令第二百十八號を以つて從來正金銀行に認めた試験的規定を改正し、同行に對

しては金券の發行權を引上げて専ら銀券の發行權のみを認め、特産物取引の重要仲介手段として流通せしめることとした。是れ即ち今日に及んでゐる規定であつて、金爲替本位制は朝鮮銀行によつて運用され、銀爲替本位制は横濱正金銀行によつて運用されてゐるといふ。此の期間特に支那側の新式銀行は徐々に設立されるに至つたが、特に大正三年より大正九年に亘る滿洲通貨の不安定は金券の流通を刺戟したことは斷るまでもない。

五、要　　言

之を要するに日露戦役後より世界大戦に亘る間に於ける日本の金爲替本位制は、日本内地及び朝鮮滿洲に於いて次第に發展を遂げたのであるが、しかしまたその間に於いて其の齎す弊害をも免れることができなかった。そして結局は大正十一年に於ける議會の決議によつて金爲替準備による兌換券の發行制度は遂に日本内地から抹殺されるに至つた。

尙又此の期間に於いて、已に朝鮮にはいり込んだ金爲替本位制は、次第に半島を克服して滿洲其他に進出するに至つた。これ全く世界に於ける金本位制の支配力の銀本位國を壓迫せる例の一つであつて、このことはまた同時に金爲替本位制の東洋に於ける將來を卜せしめる一つのよすがであらう。

その銀爲替本位制の論争は、貨幣本位制に關する保守的思想と進歩的思想との衝突であるが、

問題の將來性は到底銀本位制の永續を認め得ない。その存在理由はただ一定期間に慣用された交換媒介手段の本位としてのみである。資本主義制經濟に於いて利潤原則が浸潤し、それが高度化されるに於いて時間的空間的價值標準物體が金を除いて他に之に代るものを求め得ざる限り、金本位制の支配性は絶對的であり、従つてこの金に基準をおく金爲替本位制の重要性も全くこれと存在理由を共にする。従つて上述の原則のかぎり、東洋殊に支那、滿洲國のごときはその好惡に拘らず、金爲替本位制に關する關心なしにその將來の貨幣制度を決定するを得ないだらう。

此點に關する問題の展開はやがて又世界大戦後に於ける支那及び滿洲國の現實の問題であり、現に我々が過程し經驗しつつある中華民國及滿洲國の金爲替本位制問題である。今日この問題を世界大戦前のそれに照應せしめて考察するとき我々は如何に日本を中心とする極東に於ける金爲替本位制問題研究の重要であるかを痛感せざるを得ない。